

調査結果の概要

(札幌建設管理部の平成 25 年度工事に係るアンケート調査)

一般社団法人 札幌建設業協会

I 建設工事における生産性（収益性）の阻害要因について

1 阻害要因の発生頻度

- ・「頻繁に発生する」と「時々発生する」を合わせた回答は約 36%で、昨年度より大きく減少した。

発生頻度	H23	H24	H25
イ. 頻繁に発生する	0.0%	0.0%	3.0%
ロ. 時々発生する	50.0%	61.1%	36.4%

2 発注者側に起因する阻害要因の主なもの

- ・上位 1～5 位は、以下のとおり回答があった。
- ・「設計の不備」が 1 位に挙げられた。
- ・そのほか、施工条件の明示が不十分（13.2%）、関係機関との調整遅延・不備（7.9%）については、昨年度と同様、上位に挙げられている。

生産性（収益性）の阻害要因	H23	H24	H25
設計の不備（21.1%）	①	②	①
施工条件の明示が不十分（13.2%）	②	⑤	②
用地の確保遅延（10.5%）	—	—	③
設計変更への不十分な対応（10.5%）	—	—	③
関係機関との調整遅延・不備（7.9%）	⑤	②	⑤
周辺住民との調整遅延・不備（7.9%）	—	—	⑤
設計変更の対価支払の不的確な対応（7.9%）	—	—	⑤

3 ※別途集約

4 生産性向上のため、発注者に望む対策

- ・主な意見は下記のとおり。
- ①周辺住民との十分な調整（16.5%）
- ②施工条件の十分な明示（14.7%）
- ②諸官庁・関係機関との十分な調整（14.7%）

II 総合評価落札方式について ※別途集約

III 設計変更について

1 設計変更、工期延期、工事一時中止の実態

- ①回答があった 45 件の工事の内、43 件（95.6%）で設計変更が行われた。
- ②工期延期を行った工事は 9 件（20%）。
- ③工事の一時中止を行った工事は 2 件（4.4%）

2～3 設計変更の決定までに時間を要したことによる影響

- ①1 件の工事で影響があったとの回答である。
- ②影響があった経費は運搬費、除・排雪、保安経費など。

4～7 工期延期の期間、理由、影響等

- ①工期延期の期間は30日未満が7件で最も多かった。
- ②工期延期の理由は、「設計図書と実際の施工条件の相違」、「自然災害」とした回答が3件ずつ。
- ③4件の工事で工期延期による影響があったと回答があった。
- ④影響があった経費の主なものは、機械借上、現場管理費など。

8～10 工事の一時中止

- ①一時中止に伴う支出増は、3件回答があった。
- ②上記の3件については、設計変更が十分ではなかったと回答。
- ③設計変更が十分でなかった費用は、機械経費、仮設費、従業員給料手当

11～13 監督員の了解を得て実施したが、設計変更が認められなかった事例

- ①1件回答があった。
- ②協議簿に記載していたが認められなかったと回答。

14～17 設計変更のための資料作成、調査など

- ①回答があった29件の内、11件で照査範囲を超えた資料作成や調査などが行われたと回答。
- ②上記の内10件については、設計変更の際、適切に経費が措置されなかったと回答。

18 設計変更の確定前における意見交換の実施

- ①回答があった31件の内、「実施してほしい」、「どちらかといえば実施してほしい」を合わせて約95%が実施を希望している。

19 設計変更に関する意見 ※本文参照

20～21 三者検討会について

- ①回答があった34件の工事の内、17件で開催。
- ②全工事での開催を求める意見をはじめ、定期開催や開催回数の増を求める意見など、制度の充実を望む意見が多く出されている。

IV 工事施工成績評価について

1 発注者側の評価

- ①「非常にバラツキが多い(1.1%)」、「多少はバラツキがある(31.9%)」とする回答が、合わせて約33%で、H24(88.9%)に比べ、大きく改善した。

2 評価にバラツキが出る要因

・バラツキが出る要因の主なものは、

- ①評価者個人の経験・考え方による(28.4%) (H24=33.9%)
- ②工事場所の条件(市街地・交通量)などによる。(20.9%) (H24=9.7%)
- ③受注者側のアピール、コミュニケーション不足(17.9%) (H24=21.9%)

3 評定要領改訂後の変化

- ①「公正な評価が行われるようになった(20.5%)」、「客観的な評価がされるようになった(23.1%)」と評価する回答は、合わせて約43%となり、H24年度と同様の結果となった。
- ②「現場を見ないで評価している(25.6%)」、「何も変化が見られない(28.2%)」と否定的な回答は、合わせて約54%となり、H24年度と同様の結果となった。

4 工事成績評価結果通知の際における、監督員のコメント

- ・「そう思う」とする回答が約63%あり、監督員のコメントを求める意見が多かった。

5 工事成績評定に関する意見 ※本文参照

V 冬期施工について

1 設計・積算された経費より実経費の方が多くかかった事例

発生頻度	H23	H24	H25
イ. よくある	71.4%	94.4%	81.8%
ロ. たまにある	28.6%	5.6%	15.2%

2 上記経費の主なもの

経費区分	H23	H24	H25
除雪費（施工場所）（18.8%）	①	①	①
除雪費（工事用道路などの仮設場所）（17.5%）	②	③	②
コンクリートなどの防寒養生費（13.6%）	③	②	③

※毎年、上位3項目には同じ経費が挙げられている。

3 冬期施工に関する意見

- ・単価・歩掛、積算方法の見直しなどを求める意見が多く出されている。

VI かし修補工事について

1 修補工事の実績

- ・回答のあった32件のうち、10件（31.3%）で修補工事を実施したと回答。

2～4 修補工事の概要、原因、意見

※ 本文参照

<本年度施工中の工事について>

- 1 資材単価、労務単価などの高騰による収益への影響
 - ・受注した工事の約43%に影響があると回答。
- 2 価格が高騰している資材
 - ・生コン、骨材関係、鉄筋・鋼材、アスファルト関連など
- 3 機械、運搬経費、仮設材料などで、価格高騰による影響がでているもの。
 - ・ダンプトラック、バックホウ、敷鉄板など
- 4 公共工事設計労務単価以上の実勢価格になっている職種
 - ・主要12職種の全てで、設計労務単価を上回っていると回答。
- 5 スライドの適用について発注者との協議状況
 - ・協議中との回答は、単品スライドが2件、インフレスライドが1件と少数であった。
- 6 スライド制度に関する意見
 - ・適用基準が厳しいとの意見が多く出されている。

平成26年度

公共土木工事等に関する調査報告書

札幌建設管理部に係わるアンケート

平成26年11月

一般社団法人 札幌建設業協会 土木委員会

札幌建設管理部の平成25年度工事に係わるアンケート調査

一般社団法人 札幌建設業協会
土木委員会

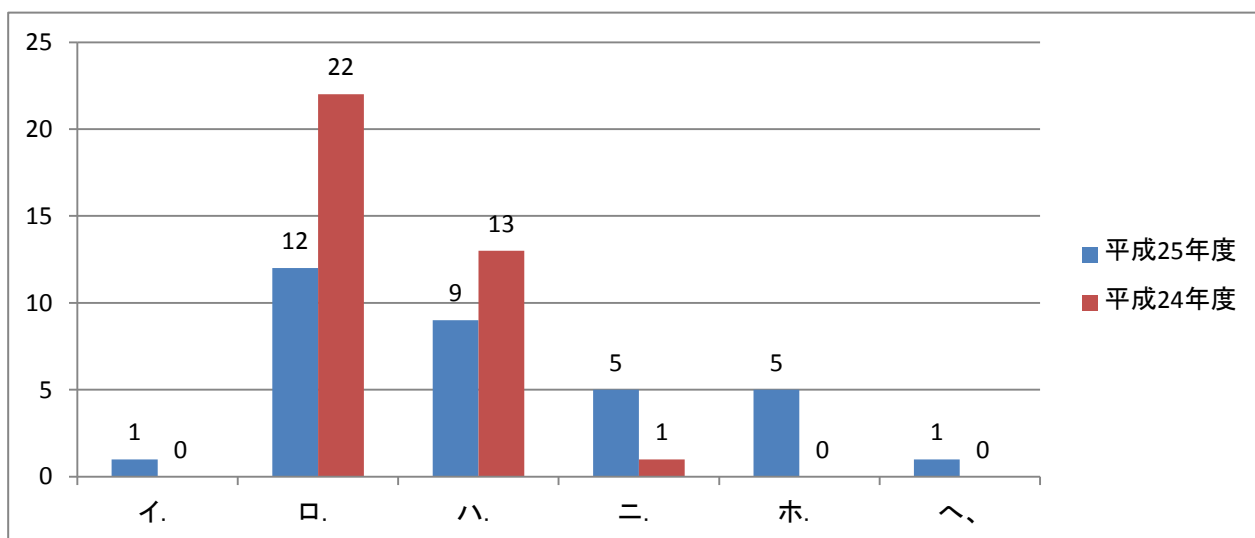
調査の概要

- 1 調査年月日 平成26年9月11日～9月26日
- 2 調査対象企業 会員83社
- 3 回答数 60社（有効回答33社 受注なし27社）

I 建設工事における生産性（収益性）の阻害要因について

- 1 生産性（収益性）を阻害する要因の発生頻度について。

項 目	平成25年度		平成24年度	
	回答数	構成比	回答数	構成比
イ. 頻繁に発生する	1	3.0%	0	0.0%
ロ. 時々発生する	12	36.4%	22	61.1%
ハ. あまり発生しない	9	27.3%	13	36.1%
ニ. めったに発生しない	5	15.2%	1	2.8%
ホ. 発生しない	5	15.2%	0	0.0%
へ. わからない	1	3.0%	0	0.0%
計	33	100.0%	36	100.0%



2 生産性（収益性）を阻害する要因が発生する理由。（複数回答）

収益性阻害要因	回答数	構成比	順位
（発注者に係る事項）			
1, 施工条件の明示が不十分	5	13.2%	2
2, 用地の確保遅延	4	10.5%	3
3, 関係機関との調整遅延・不備	3	7.9%	5
4, 周辺住民との調整遅延・不備	3	7.9%	5
5, 設計の不備	8	21.1%	1
6, 地質(土質)・地下水状況の不明確さ	2	5.3%	8
7, 埋設物の設置状況の不明確さ	1	2.6%	11
8, 設計変更への不十分な対応	4	10.5%	3
9, 設計変更の対価支払の不的確な対応	3	7.9%	5
10, 設計・仕様の確定遅延	1	2.6%	11
11, 発注者の指示ミス	2	5.3%	8
12, 工事費支払の遅延	0	0.0%	—
13, 作業の変更・中断	2	5.3%	8
計	38	100.0%	
（施工者に係る事項）			
14, 発注者との調整不足	3	14.3%	3
15, 関係機関との調整不足	2	9.5%	5
16, 不的確な工程計画・管理	0	0.0%	—
17, 施工者の指示ミス	1	4.8%	7
18, 作業スペースの不備	4	19.0%	1
19, 施工方法の変更	4	19.0%	1
20, 労務の調達ミス	3	14.3%	3
21, 資材の調達ミス	0	0.0%	—
22, 機械の調達ミス	1	4.8%	7
23, 施工品質の未達	0	0.0%	—
24, 周辺住民との調整遅延・不備	0	0.0%	—
25, 自然・文化財保護への対応	2	9.5%	5
26, 工事目的物の損傷	0	0.0%	—
27, 第三者への障害	1	4.8%	7
28, 運転資金調達の遅延	0	0.0%	—
計	21	100.0%	
（その他）			
29, 法律・政令の変更	0	0.0%	—
30, 社会的混乱	2	33.3%	2
31, インフレーション・デフレーション	1	16.7%	3
32, 異常気象・地震	3	50.0%	1
計	6	100.0%	

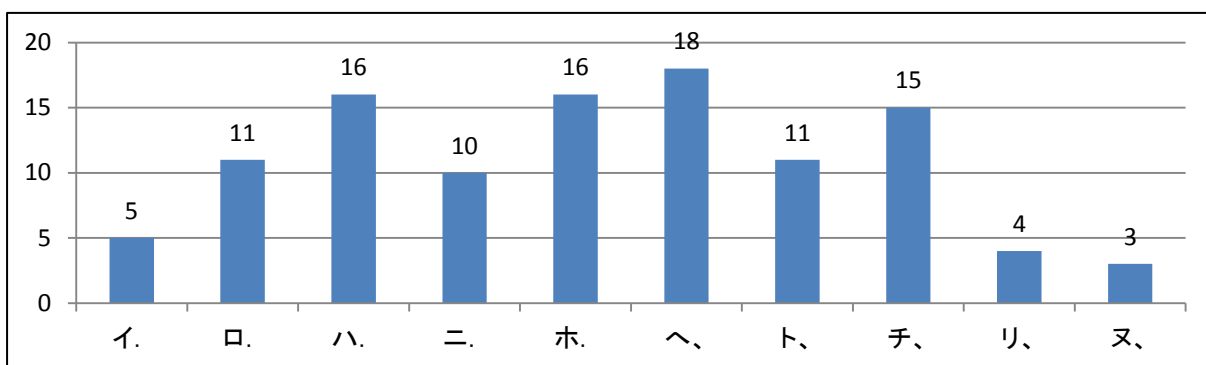
3 上記2で、収益性阻害要因が「発注者に係わる事項」（収益性阻害要因1～13）により発生したと答えた方に伺います。
その場合、会社または作業所では、どのような解決方法をとりましたか。

※別紙により、まとめて記載

4 -1 生産性（収益性）向上のため、今後、発注者において取り組むべきと思われる対策について。

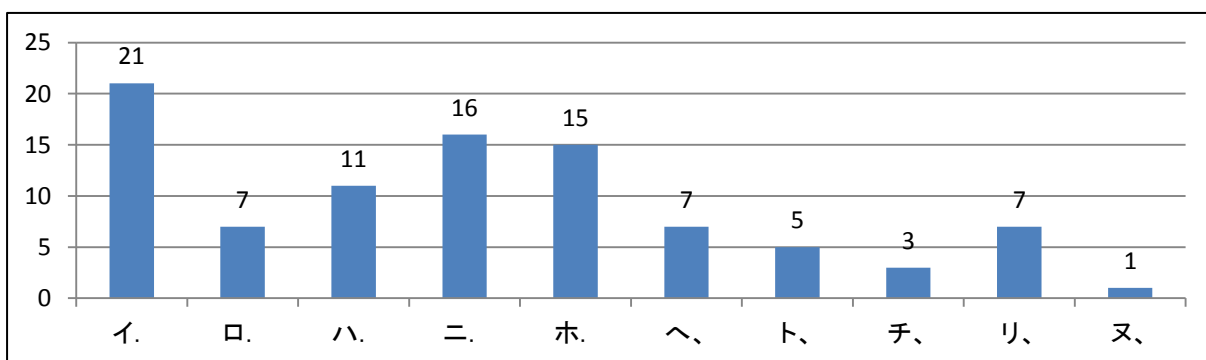
項目	平成25年度	
	回答数	構成比
イ、発注者・受注者の役割分担の明確化	5	4.6%
ロ、設計図書の充実	11	10.1%
ハ、施工条件の十分な明示	16	14.7%
ニ、用地の着工前の確保	10	9.2%
ホ、諸官庁・関係機関との十分な調整	16	14.7%
ヘ、周辺住民との十分な調整	18	16.5%
ト、地盤・地下水等の事前調査の充実	11	10.1%
チ、発注者による的確かつ迅速な対応	15	13.8%
リ、設計・仕様の迅速な確定	4	3.7%
又、その他	3	2.8%
計	109	100.0%

又、その他：工事に対する理解・勉強



4 -2 生産性（収益性）向上のため、今後、受注者において取り組むべきと思われる対策について。

項目	平成25年度	
	回答数	構成比
イ、発注者との的確かつ迅速な調整	21	22.6%
ロ、諸官庁・関係機関との十分な調整	7	7.5%
ハ、発注時における専門業者・資材業者との十分な調整	11	11.8%
ニ、的確な労務・資材・機材の早期調達	16	17.2%
ホ、的確な工程計画・管理	15	16.1%
ヘ、安全管理の徹底	7	7.5%
ト、品質管理の徹底	5	5.4%
チ、専門業者等に対する的確な指示	3	3.2%
リ、近隣工区との十分かつ早期の調整	7	7.5%
又、その他	1	1.1%
計	93	100.0%



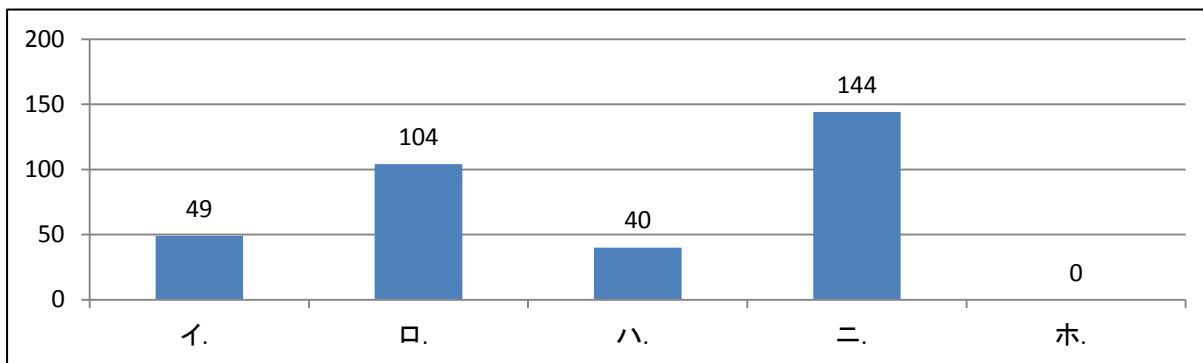
4 - 3 生産性（収益性）向上のため、今後、取り組むべき対策について。

- ・ 債務負担制度活用による適期発注。
- ・ 早期発注。
- ・ 作業スペース（用地等）を事前に確保していただきたい。
- ・ 事前に使用機械・仮設・施工方法を具体的に検討してから発注していただきたい。（机上ではなく、実際にできる工法）
- ・ ①施工時期が冬期でなければならない工事以外は、出来るだけ早期発注して、施工に適した時期に行えるようにしていただきたい。
- ・ ②下請業者を含め資機材が単価アップし、工程管理や原価管理に影響が出ている。
- ・ 狭い施工スペースで複数の施工者が同時または、時系列で輻輳して施工する場合について、適正な工期設定をおこなうため、発注前の適正な工程割り付けが施工ロスなく円滑に、且つ安全に行うために重要と考える。
- ・ 建設業における人員不足、機械等の不足により、受注後に各協力業者にもお願いしても人員、機械等が集まらず、着手が遅れる場合がある。遅れた結果、工期内に完工するために、突貫工事となり収益をかなり圧迫する。また、発注の際の工期設定に問題がある工事もあり、工期設定、工期延長など柔軟な対応を行ってほしい。
また、設計変更において、新工種等の追加工事の費用には落札率を乗じないでいただきたい。
- ・ 受注後、現場固有条件に沿った柔軟な設計変更対応や当初設計のミスを訂正できる環境にして頂きたい。
- ・ 迅速な設計数量・構造の変更の確定をしていただければ、工期・品質的に良いモノを納品できる。
- ・ 設計の考え方と実際の施工方法を比較検討し、正当なものは変更して頂きたい。
- ・ 設計時に実際に積算内容で施工できるか（施工方法や金額）検討する機会を持ってもらいたい。現況の設計会社は発注者の積算方法によってのみ設計するので、発注してから施工方法の検討に時間を要し、また、発注者監督員も変更に応えづらい仕組みである。
- ・ 早期に受注できなければ、労務、機械の調達が困難になり、後半においては参加を見合わせなければならない。
- ・ 適期施工（早期発注。冬期に係る発注は行はない。）
- ・ 受注者の適正利潤の確保。
- ・ 実態反映の予定価格設定。
- ・ 円滑な設計変更。
- ・ 入札時の施工条件明示。設計図書（特記仕様書）への施工条件明示。受注後、速やかな問題点、情報の開示。
- ・ 品質の低下する冬期土工を極力避ける工程となるように、発注時期を調整して頂きたい。
- ・ 慢性的な下請業者、専門業者、レンタル機械、ダンプトラック等の不足に対し、1件の工事の規模を大きくし、ゼロ債から第1四半期までの発注件数を増加させ、同時に調査基準価格及び最低制限価格を見直し、落札率の向上による賃金体系の改善を図り、建設業への人間の移動を積極的に進める対策が必要だと考えます。

II 総合評価落札方式について

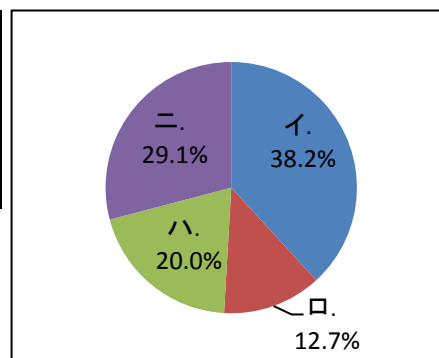
1 平成25年度に、札幌建設管理部の入札に参加しましたか。

項目	回答数	構成比
イ、施工計画審査タイプI型	49	14.5%
ロ、施工計画審査タイプII型	104	30.9%
ハ、施工計画審査タイプIII型	40	11.9%
ニ、施工実績審査タイプ	144	42.7%
ホ、参加しなかった	0	0.0%
計	337	100.0%



2 北海道では、評価値の算出については、加算方式（価格評価＋技術評価）が用いられています。このことについてどう思われますか？

項目	回答数	構成比
イ、現行のままでよい	21	38.2%
ロ、他の方式を望む	7	12.7%
ハ、わからない	11	20.0%
ニ、その他	16	29.1%
計	55	100.0%



3 加算方式についての意見等。

- ・ 技術評価項目(施工計画タイプI型)のうち、簡易な施工計画の配点を引き上げていただきたい。
- ・ 例) 15点→18もしくは21点
- ・ とても良いと思う。
- ・ 価格評価と技術評価を個々に評価することで、より適正な評価が実現されていると思います。
- ・ 基本的に低入札価格は無効とした方が良いと思う。低入札価格（評価基準価格より下回った価格）で受注した場合には施工管理が厳しい。
- ・ 現行のままで良い。
- ・ 現行制度のままでよいと考えます。
- ・ 現状で可。
- ・ 調査基準価格設定についての基準の見直し。技術加点が他社と同点の場合でも、基準価格が数百円下回っただけでも低入札となり、失格になる場合がある。ある程度の範囲で幅を持たせた方が良い。
- ・ 通常は価格評価点であまり差ができませんので、いかに高い技術評価点を得るかが肝要となります。とりわけ、「簡易な施工計画」では満点を目指し、鋭意努力しているところがあります。
- ・ 理解しやすい方法である

4 「施工計画審査タイプⅡ型」における「簡易な施工計画」の評価項目、評価基準、配点についての意見。

- ・ 簡易な施工計画（工程管理に係わる技術的所見）の中で、工程表の検討に多くの時間を費やす為、主体を特記事項の項目等の検討をメインにしては如何なものか。
- ・ 技術的所見において、発注者の加点評価にバラツキを感じるがあります。その加点評価の考え方について、概略的にも公表できないでしょうか。
- ・ 現行のままで良い。
- ・ 現行制度のままでよいと考えます。
- ・ 現状で可。
- ・ 現状が良い。
- ・ 現状の配点基準が良い。
- ・ 工程管理における施工手順（バーチャート）の作成に時間を要し負担が大きい現状である。
- ・ 簡易な作成形式にするなど、負担軽減をして頂きたい。
- ・ 工程管理については廃止して欲しい。特記の施工制約条件（工事着手・完了時期の記述）については、現場乗り込み前に協議もなく工程を記述することは理に合わない。また、施工パーティー数の考え方にも無理が生じることが多く、無理な工程を吹くことは履行を厳守するのが厳しい。また、字数制限も曖昧となるので、一項目に対し何行とかに改善して欲しい。評価対象項目の現地条件に関する項目は適正では無いと思う。加点評価において、○は履行しなければならないが一は評価していないので不履行として欲しい。
- ・ 工程管理の評価項目を必須とせず選択にしていだきたい。そもそも工程に関しては、請負業者が施工上の制約条件を考慮して任意に計画し、管理するもので、総合評価における評価項目としては好ましくないように思われる。国交省直轄では、ほとんど評価項目に採用されていません。
- ・ 審査基準が不透明。何を書いたら評価されるのかD表では抽象過ぎる。模範解答のようなものをホームページで発表して欲しい。また、どの項目が評価されたかわからないので、採点後の工程表等を返送して欲しい。
- ・ 提出した施工計画について、どのように評価され、また、どのように評価されなかったのか、結果の点数をみただけでは判断できないため、評価内容の詳細を公表、または通知していただきたい。
- ・ 評価項目一工程表作成については、日数がかかる為、提出期間をながくするか、廃止してもらいたい。評価基準一加点評価されてない項目について、何故か理由が不明。配点-特になし。全体に提出期間が短い。
- ・ 平成25年度、該当ありません。

5 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「企業の施工能力」の評価項目、評価基準、配点についての意見。

イ、施工計画審査タイプⅡ型

- ・ 「ISOの取得」は差がつかない。「工事施行成績」「優秀業者表彰」はそのままで良い。
 - ・ 工事施行成績の加点は、平均点65点以上として頂きたい。
- ※下記参照
- | | |
|---------------|-------|
| ・ 平均点<65点 | 0.00点 |
| ・ 65点≤平均点<67点 | 0.50点 |
| ・ 67点≤平均点<69点 | 1.00点 |
| ・ 69点≤平均点<71点 | 1.50点 |
| ～ | |
| ・ 87点≤平均点<89点 | 6.00点 |
| ・ 89点≤平均点<91点 | 6.50点 |
| ・ 91点≤平均点<93点 | 7.00点 |
| ・ 93点≤平均点 | 7.50点 |
- ・ ISOに関しては、入札に参加する者に必要な資格の要件にして良いのでは？
 - ・ ISOの項目は、北海道もISO14000の継続を止めていることから、廃止すべきと考える。
 - ・ 各付け時にも配慮しているので、「工事施工成績」の配点を下げ、もっと大括りの区分にしても良いと思います。また、「ISO9001」について、Aクラスでは、ほぼ全社取得しており、競争に有利な項目となっていないと思われるので、これは経審でも評価されていることもあり、別の評価項目を採用してはいかがでしょうか。
 - ・ 現行で良い。
 - ・ 現行のままで良い。
 - ・ 現行のままで良いと考えます。
 - ・ 現行のままで良いと思います。特に、優秀業者表彰も、開発局とは違い、各建管で年1回の適用に成っており特定業者への偏りが生じないと思います。

- ・ 工事成績の配点が高すぎる、また、配点の刻みが細かすぎ。現行の7.5点を5.5点にし、配点の区切りも3～4点としてはどうか。現状では平均点の高い業者が落札す事になっている。
- ・ 表彰ありの加算点が、年1回のみ適用となるのは、特定の企業に偏らず良いと思う。
- ・ 評価項目で工事施工成績を0.5点刻みで16段階評価しているが、現状83点未満では競争になっていない。このため、開発局並みの5段階に大括りで評価に変えて頂きたい。
- ・ 平成25年度、該当ありません。
- ・ 優秀業者表彰については、表彰の対象期間を3年から5年にしていただきたい。
- ・ 優秀業者表彰の加点は、年1回受注した時点で使えなくなるのは、施工能力が高い企業の受注機会を奪うものと考えられるので改善して頂きたい。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 現行で良い。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思います。
- ・ 上記の通りです。なお、特に「工事施工成績」のウェイトが大きいので、検討して頂きたい。

6 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「配置予定技術者」の評価項目、評価基準、配点についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 「CPDの証明」は差がつかない。
- ・ 「技術者の追加配置」については、大きな会社が有利となるので、A1のみの参加となる2億5千万円以上の工事に限るとか、年1回の申請（落札するまで）とするなどして、中小の会社に配慮して頂きたい。
- ・ 「若手技術者の追加配置」は技術者不足が社会的問題にまでなっている企業の実態の中では不適切な項目と思われることから、廃止を切望します。特に、地方の企業にとっては一部を除き大変不利になって
- ・ どちらのタイプにも共通しているが、CPDの推奨単位の期間を前年度のみではなく、前年度の4月1日から申請書提出期限までの間の任意の1年間にして頂きたい。
- ・ 技術者の追加配置については、公共事業が回復してきている中、有資格者を追加配置することは、中小企業においては厳しい状況であると思うので、有資格者を多数雇用している道内大手企業との格差が生じると思うので廃止して欲しい。
- ・ 技術者の追加配置による加点を廃止するよう検討して頂きたい。（技術者の追加配置が可能な業者は、一部の大手企業に限定され、かつ、追加配置が品質向上に寄与するとは考えにくい）、
- ・ 現行で良い。
- ・ 国と同様に4年とすべきと考える
- ・ 若手技術者の追加配置に0.5点加点が実施されるなど、現行で良いと思います。
- ・ 若手技術者の追加配置について、公共工事の削減に伴い業者はリストラしてきて新規雇用を抑えてきた実情を考慮するべきで、この評価項目を無くして欲しい。
- ・ 若手技術者追加配置の加点は人員豊富な大手企業に優位性がある為廃止すべきだ。
- ・ 若年技術者の追加配置は、若年層の育成という意味では有意義と思うが、昨今人手が不足しているのも事実であり、小規模工事や人手の必要ない工事には、評価対象から外して頂きたい。
- ・ 石狩管内と空知管内では業者数の差異がある上、配点が出張所管内となっているため石狩と空知で平等な業者数での争いになっていない。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 現行で良い。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思います。

7 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「地域精通度」の評価基準、配点についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 過去の施工実績を重視しすぎると、他の地域の業者が参入しづらく、結果として、工事の品質の向上につながらないのではないかと。
- ・ 現行のままで良い。
- ・ 現行制度では、出張所が発注する工事件数により請負業者間で不公平が生じる。さらに出張所が管轄する地域による施工条件の違いは、殆どないものとする。このため、出張所管内による地域精通度の評価をやめるよう検討して頂きたい。（振興局管内で十分であるとする）。

- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。
- ・ 施工計画審査タイプ、施工実績審査タイプとも、工事箇所が存する建設管理部管内か否かの、2つの評価基準で良いと考えます。
- ・ 施工実績については、出張所管内まででなく、振興局管内で宜しいのでは無いかと思います。
- ・ 施工実績は大事な項目
- ・ 出張所管内の実績を最小単位としているが、建管部管内を最小単位とすべき。
- ・ 評価基準で適用4の工事箇所が存する市町村は地元企業に有利に働くと思うので、せめて建設管理部出張所管内までにして欲しい。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 現行で良い。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思います。
- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。

8 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「地域貢献度」の評価基準、配点についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 「公共施設実績」の積極的な使用をすべき。
- ・ 「地域貢献度」中で、評価に差の出ない地域社会貢献活動の評価項目をスリムにすることを強く要望します。
- ・ 2億5千万円未満のAクラス工事における「主たる営業所の所在地」については、空知、石狩（総合）振興局での区分の運用を取りやめ、「出張所管内」、「建設管理部管内」の区分で行うべきだと思います。（特に1億円以上の工事）
- ・ Aクラス工事の主たる営業所の評価基準を地域出張所管内から隣接出張所管内まで広げるべきである。
- ・ A工事において、工事箇所が存する出張所管内で1.5点、札幌建設管理部管内で0.5点とする配点が多いが、出張所によって事業量及び主たる営業所が偏っている現状から見て、配点の差を無くすべきである。
- ・ どちらのタイプにも共通しているが、主たる営業所の所在地の項目において、配点の一番高い「工事箇所が存する出張所管内」では、A等級の場合、札幌に主たる営業所を設けていることが多く、加点対象業者が限定されているように思う。
- ・ 各出張所別の年間発注工事件数と各出張所管内業者数の割合が、各出張所ごとで差があるため、工事発注件数と当該業者数を均等化する方向の検討をお願いしたい。
- ・ 技術力が必要とされる場合、主たる営業所の加点は出張所管内を廃止し、振興局・札幌管内の区部に分ける。
- ・ 現行のままで良い。
- ・ 現行制度では、出張所が発注する工事件数により請負業者間で不公平が生じる。さらに出張所が管轄する地域による施工条件の違いは、殆どないものとする。このため、出張所管内による地域貢献度の評価をやめるよう検討して頂きたい。（振興局管内で十分であるとする）。
- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。
- ・ 工事内容から技能士を必要としない場合が多いので、発注前にしっかりと精査して頂きたい。
- ・ 主たる営業所の最小単位を出張所等としているが、この単位を建管部とすべき。
- ・ 主たる営業所の所在地については、出張所管内まででなく、振興局管内で宜しいのでは無いかと思います。
- ・ 主たる営業所の所在地の評価基準で、札幌市内に本社がある会社が河川治山工事を除き満点が取れない設定になっており、公正さを欠いている。
- ・ 地域貢献度と同じく、適用4の市町村は除いて欲しい。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 現行で良い。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思います。
- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。

9 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「地域社会貢献活動」の評価基準、配点についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 「雇用環境への取組」が採用されていない。
- ・ 女性技術者の活用に係る評価項目を設けるよう希望します。
- ・ 継続的な新規雇用による地域社会貢献活動を促進するため、新規雇用による評価は、採用した技術者数に応じて行うよう検討して頂きたい。（現行：新規雇用の適用回数は1回、要望：新規採用者の員数により、加点点評価の適用回数を決定）
- ・ ① 公告時点で設計書が開示されておらず、工事概要では工事内容がわからないのに、「地域社会貢献活動」で技能士や下請会社の活用計画を記入させる設定はおかしい。公告と同時に設計書を開示するべ
- ・ ② 実態と乖離していて、赤字のリスクが高いため業者が敬遠する橋梁補修工事を指定工事として評価項目にするのは反対である。工事成績で評価するべき。
- ・ H25年度に採用された項目では、評価点にほとんど差がなく、各社の活動の差がない状況でしたが、H26年度には「新規の雇用」、「指定工事の受注実績」が採用され、差が生じていますが、ご褒美である「指定工事…」については、計画審査タイプには相応しくないと考えます。
- ・ 加点点項目の中に、新規の雇用に対しても配慮が行われていますので、現行で良いと思います。
- ・ 現状で可。
- ・ 公共施設の維持管理または緊急時の恩給措置の実績の項目は必要がない。
- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。
- ・ 新規雇用、地域企業の活用、地域資材の活用の3項目は、廃止を強く要望します。
- ・ 地域の技能士等の活用について、公告時に当該工事で評価対象となる技能士等を明示していただいた
- ・ 地域企業・地域の技能士等活用計画は、下請け企業の固定化の弊害と昨今の人手不足を鑑みると、適切な評価項目ではないと思う。
- ・ 地域社会貢献活動の意味合いは理解しているが、ボランティア等については建設業のPRとして実践することは重要であるが、地域資材の活用については、企業の取引先等会社運営に関わる事項であり、資材の品質にどこの資材を使用しても差異は無いと思うので、ここまで限定するのはどうか。
- ・ 評価基準・配点に関しては現行のままでも良いと思いますが、入札の公告で明示された内容だけでは、地域企業の活用や技能士等の活用計画を行うには、情報不足な場合がある。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ このタイプでは、公告時に設計図書が配布されておらず、地域資材の活用計画の項目を検討する際、入札公告の工事概要だけで判断するのは難しいので、地域資材の活用計画は、施工計画審査タイプの場合のみにして頂きたい。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思います。
- ・ 工事箇所の出張所管内や市町村にこう配点する制度には疑問を感じる。せめて振興局管内程度に設定すべきである。
- ・ 地域の技能士活用計画について
- ・ 申請提出時、設計図書も配布されていない中で、工事概要のみのため技能士の活用計画を立てる事は困難である。外した方がよろしいのでは？

10 北海道が独自に設けている「地域建設業経営環境評価」についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 現行制度のままが良いと思う。
- ・ 施工計画による競争性を高めるために、「地域建設業経営環境評価」の項目は廃止して頂きたい。
- ・ 総合評価落札方式の趣旨から、廃止を考えても良いのではないのでしょうか。
- ・ この項目は、「過去5カ年度平均受注額」の少ないものにとって2件目以降の受注機会が難しくなるが、現状では仕方がないと思います。
- ・ 現在、施工実績審査タイプ及び施工計画審査タイプのⅡ型、Ⅲ型（地域枠）に適用しているが、地域性をより重視する立場から、施工実績審査タイプのみ適用するように改めて欲しい。
- ・ 公共事業の特性からも、地域企業の育成・安定経営の観点からも、今後とも必要で有り、又、受注者の固定化を避ける事でも良いと思います。
- ・ 工事を受注できていない業者に配慮して、現行の配点（3点）を5点に引き上げてはどうか、工事成績の高い業者が有利になっている状況では、地域密着の会社が疲弊する。
- ・ 国の手持ち工事評価は、すでに廃止となったが、発注者の立場ではなく、建設行政の観点から道独自のものとして継続すべきである。また、道の土木工事は、予算の割にダム、トンネルなどの大型工事が増え、通常の工事の落ち込みは大きい。当面の経過措置として、この評価は必要と考える。

- ・ 施工計画で他者よりも高い評価を得ても、当該評価項目が低ければ落札はほぼ不可能となる。発注者が求める課題を解決できる企業が落札者になるのが、当然のことと考えるので、当該評価項目は除外して頂きたい。
- ・ 施工計画審査タイプⅡ型については、施工計画提案の配点を重視し、経営環境評価については加算しない方が良い。
- ・ 施工計画審査タイプはあくまで企業の技術力を基に審査することが趣旨であると思うので、この項目は除外して欲しい。
- ・ 特定の企業ばかりが落札しないという意味では良いと思う。一方で過去の受注額が低い企業は、いつまでも受注額を増やせないという側面もあり、何らかの対処が必要かと思えます。
- ・ 落札者決定基準に占める環境影響評価の割合を低減するよう検討して頂きたい。
(最大3点の評価を2点程度に下げる)

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 技術力の発揮できる「簡易な施工計画」が内ので、この項目で格差が出るように区分を大括りにしてはいかがでしょうか。
- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思えます。
- ・ 施工能力評価で持ち点の高い企業だけに有利にならないよう、「地域建設業経営環境評価」の評価点を5～10点に高めて、受注の均衡を図っていただきたい。
- ・ 上記の理由から当該評価項目は、施工実績審査タイプのみ適用すべきと考える。

1 1 「施工計画審査タイプⅡ型」及び「施工実績審査タイプ」における「減点項目」についての意見。

イ、施工計画審査タイプ

- ・ 各建設管理部になっているが、全道の扱いにするべき。減点の点数ももっと大きくしたほうが良い。
- ・ 現行のままで良いと考えます。
- ・ 工事成績評定で減点されており、さらに総合評価で減点評価が必要なのが疑問で、発生事例もほとんど無いことから、廃止すべきと考える。
- ・ 最近、健康上の理由、とくに精神的なトラブルで現場を離れざるをえない人が増えている。このほとんどが監督員との対応においてのように考えられる。このような、技術者の交代においては減点なしとすべきと考える。

ロ、施工実績審査タイプ

- ・ 現行の評価項目、評価基準、配点でよいと思えます。

1 2 総合評価全般についての意見。

- ・ 「地域貢献度」は本社所在地による有利、不利が生じるのではないか。
- ・ 1. 加算方式の調査基準価格の範囲に幅を持たす。
- ・ 2. 優秀業者表彰の対象期間の改正。
- ・ 3. 環境評価の加算についての検討。
- ・ より技術力を評価できるように、技術評価点における「簡易な施工計画」の配点のウェイトを上げてはどうか。
- ・ (例)「施工計画Ⅰ型」において、「簡易な施工計画」と「その他の項目」を1:1とする。「施工計画Ⅱ、Ⅲ型」については、「Ⅰ型」に準じ配点する。
- ・ 現行の総合評価方式では、公告から契約まで45日程度の長期間を要しており、適期施工や技術者の長期拘束の点からも、大幅な期間短縮が必要だと思えます。
- ・ 会社合併により、異なる振興局に「本社」及び「本店」を登録している会社は、両方が「主たる営業所の所在地」として加点される。地域精通度の評価は、建設業法に定める主たる営業所により評価して頂きたい。
- ・ 橋梁補修などを高度提案型総合評価で実施したらどうか。これにより、必要経費で入札できるため、不調・不落がなくなるのではないか。
- ・ 近距離で同種工事であれば、発注者と業者の業務負担を軽減し、業者の受注チャンスが増える方策として、「一括審査方式」の採用を検討願います。
- ・ 現在の地域建設業経営環境評価の適用は、2.5億未満の工事が対象であるが、2.5億未満に変更して頂きたい。

- ・ 工事成果品の品質確保と、公正な競争を両立させるために総合評価は必要だと考えますが、ここまでタイプ（Ⅰ～Ⅲ）を分ける必要があるのか疑問です。同一工種の工事や、持続性の高い工事であっても、予定価格によって施工計画審査タイプになったり、施工実績審査タイプになったり、価格競争になったりしているのが現状だと思います。発注標準や適用区分を見直し、施工計画審査タイプ1つと施工実績審査タイプ1つの2タイプで実施すれば良いと考えます。
- ・ 工程表を書くためには、施工位置や数量調書等、全ての把握が必要であり、規模の大小にかかわらず時間と手間を要する。また、入札までの期間は余裕があるのに対して、施工計画提出までの期間が短いこと、数量調書の閲覧が紙ベースであること、よって時間を要するため、工程表を審査項目から外して頂ければ、受発注者ともに労力が減ると思います。
- ・ 施工計画（企業の技術提案）の提出期間を現行の倍にさせていただきたい。
- ・ 施工計画Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の現行においては、競争参加資格確認申請書提出時に類似工事施工実績調書、類似工事実績証明書、技術評価項目、特定関係調書及び資格審査結果通知書等を提出することとなっておりますが、お互いに負担軽減を計るため、技術評価項目のうち、簡易な施工計画は入札書提出時にさせていただきたい。
- ・ 施工計画の評価通知で、「評価しない（一）」とした場合、その理由を通知していただけないでしょう
- ・ 資料作成にあたっては、図面の確認、現地確認、仮設計画を含めた工程の検討などの後に工程表作成となりますが、時間と労力を要していることから、配点の見直しや記載方法の目安や例示とともに工程表の簡素化を図るなどの検討をお願いしたい。
- ・ 1案…工程管理に係わる技術的所見の配点を5点から10点に上げる。
2案…バーチャートへの記載の目安や記載例を示すとともに、工程表の簡素化を図る。例として、カルバート工（レベル2）の現場打管渠工の場合には、工程の算出にあたっては、基礎材、均しコンクリート、鉄筋、型枠、足場、支保、本体コンクリート、養生などの施工日数の積上げとなるが、これらの算出根拠をどこまでバーチャートに記載するか判断に迷う。工程表の評価項目としては、①工種（レベル2）が網羅されていること ②施工手順が適切であること から細部までの記載がいらぬのではないかと考えるが、このような場合の記載にあたっての目安あるいは記載例を示していただけないでしょうか。あわせて、工程表の簡素化を図っていただきたい。
- ・ 申請から入札までの期間が長すぎる。
- ・ 中々、全員が納得する方式は無いと思いますが、受注者が大きく偏らない方式にして頂きたい。
- ・ 当社では、主に施工計画審査タイプでの参加が多い訳ですが、施工計画を作成するにあたり、図面・数量等については今現在資料を取りに行き行ってコピーしていますが、早期に効率性を高めるためにも、電子によるダウンロードができるシステムとして欲しい。また、施工計画については、対象事案に対して全て項目が同じというのはいかかなものかと思えます。事案に対し、発注者が何を求めているかが理解できない案件もあるので、対象事案にあった項目を指定していただきたい。前述の項目でも記述しましたが、施工計画の工程管理は評価の仕方が毎年違うように感じる。人が判断するものと言われたらそれまでですが、統一性が無いと思うし、工程を打合せもなく作成し、それを履行させることは品質確保の観点からも是正して欲しい。
- ・ 入札に参加する資格審査について、客観的審査事項に算出した数値（例990点以上等）の制限を廃止してほしい。
- ・ 毎年の見直しは、企業として対応に苦慮する。
有資格年数が浅い若手技術者を配置しても競争になる、若手技術者育成工事を発注し、企業・発注者が一丸となって技術者を育成できる入札制度を検討して頂きたい。

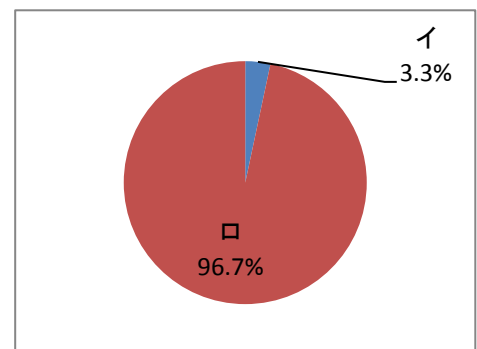
Ⅲ 設計変更について

- 1 平成25年度に札幌建設管理部から受注した工事は何件ありましたか。
また、受注した工事の中で、設計変更及び工期延期、工事の一時中止を行った工事は何件ありましたか。

内 訳	件 数
平成25年度に受注した工事	45件
イ、設計変更を行った工事	43件
ロ、工期を延期した工事	9件
ハ、工事一時中止の指示があった工事	2件

- 2 上記設問で、「イ、設計変更を行った工事がある」と答えた方に伺います。
協議を開始してから設計変更が決定するまで時間を要したことにより、作業の一時中断や手戻りなどの影響がありましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、あった	1	3.3%
ロ、なかった	29	96.7%
計	30	100.0%

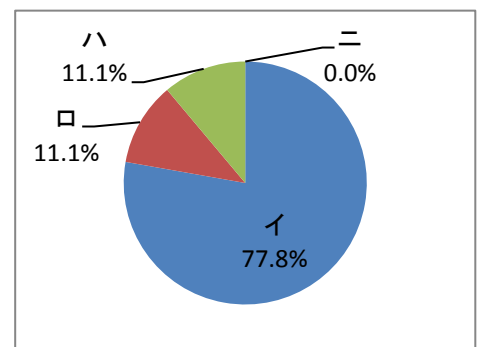


- 3 上記設問2で「イ、あった」と答えた方に伺います。
影響を受けた内容とそのことにより生じた損失額（概算額）についての意見。

- ・ 使用していた重機や作業員の配置変えが生じ、運搬費や移動費用が新たに発生した。
一時中止期間中も現場や事務所周辺の除・排雪や保安体制のための職員、運転手の配置が生じた。
※損失額¥5,158,000-

- 4 上記設問1で「ロ、工期延期をした工事がある」と答えた方に伺います。
工期延期の期間は次のどれに該当しますか。

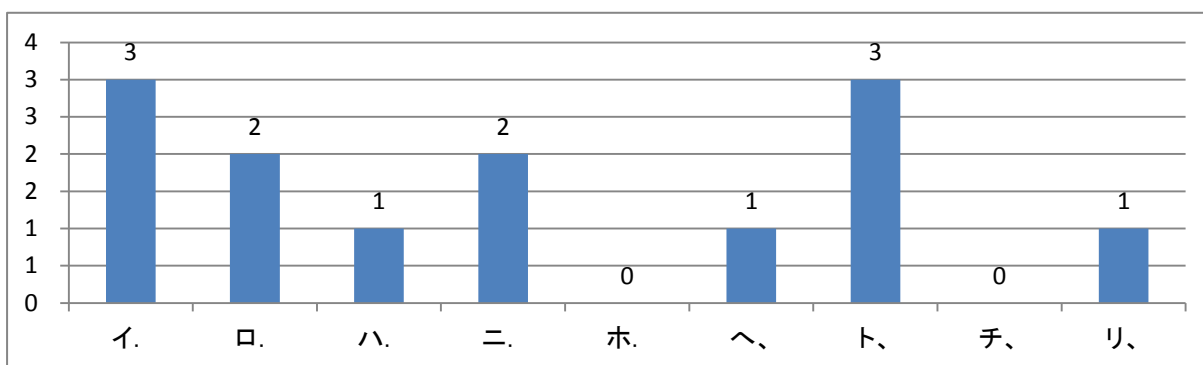
項 目	回答数	構成比
イ、1～30日	7	77.8%
ロ、31～60日	1	11.1%
ハ、61～90日	1	11.1%
ニ、91日以上	0	0.0%
計	9	100.0%



5 上記における工期延期の理由。(複数回答)

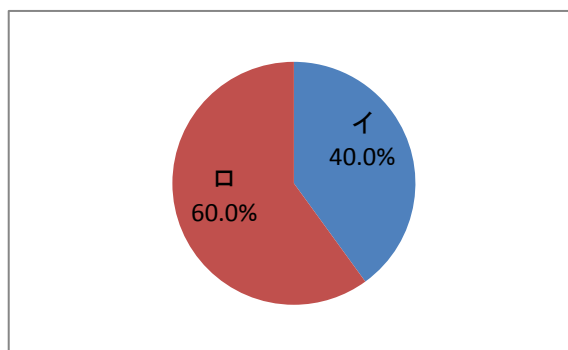
項目	回答数	順位
イ、設計図書と実際の施工条件の相違	3	1
ロ、発注者による設計図書の変更	2	3
ハ、地元や関係者との協議未了	1	5
ニ、関連工事との協議未了や遅延	2	3
ホ、用地買収または借地協議の未了	0	—
ヘ、設計図書の不具合	1	5
ト、自然災害(暴風雨、地震、洪水など)	3	1
チ、埋蔵文化財調査のため	0	—
リ、その他	1	5

又、その他：設計変更による増工のため



6 上記設問1で「ロ、工期延期をした工事がある」と答えた方。工期延期をしたことにより、工事の収益性等に影響がありましたか。

項目	回答数	構成比
イ、あった	4	40.0%
ロ、なかった	6	60.0%
計	10	100.0%



7 上記設問6で「イ、あった」と答えた方。影響を受けた内容とそのことにより生じた損失額(概算額)についての意見。

- ・ 工事用道路区間内にて、表層崩れにより工事延期となり、法面ブロックアンカーが影響を受け、それによる損失額は、バックホウ0.7m³ 30万、クローラークレーン65t 50万、アンカー削孔機とモルタル注入機含め25万、除雪用タイヤショベル25万、合計で130万。
- ・ 受注後、本体工事の着手が予定より1ヶ月程度遅れ、その間の現場管理費が余分にかかった。損失額は約、1,500千円
- ・ 度重なる調査、解体工法の検討、決定までの待機費用等 ¥2,370,000-
- ・ 冬期施工が増えたことにより生産性が著しく低下し、また、職員経費等も増加したため約300万円の損失となった。

- 8 設問1で「工事の一時中止の指示」があったと回答した方。
工事の一時中止の指示に伴い、支出増はありましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、あった	3	60.0%
ロ、なかった	2	40.0%
計	5	100.0%

- 9 上記の工事の一時中止の指示に伴う支出増については、設計変更が十分に行われましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、十分だった	0	0.0%
ロ、ほぼ十分だった	1	25.0%
ハ、あまり十分ではなかった	2	50.0%
ニ、不十分	1	25.0%
計	4	100.0%

- 10 上記設問で、ハ、ニ、と回答した方。
設計変更が十分ではなかった費用はどれですか。

項 目	回答数	構成比
イ、材料費	0	0.0%
ロ、動力用水光熱・電力費	0	0.0%
ハ、機械経費	2	33.3%
ニ、準備費	0	0.0%
ホ、仮設費	1	16.7%
ヘ、事業損失施設防止費	0	0.0%
ト、従業員給料手当	2	33.3%
チ、燃料等の油脂類	0	0.0%
リ、その他	1	16.7%
計	6	100.0%

- 11 監督員から了解を得て工事を施工したにもかかわらず、最終的に設計変更が認められなかったケースがありますか。

項 目	回答数	構成比
イ、ない	29	96.7%
ロ、ある	1	3.3%
計	30	100.0%

<設計変更が認められなかった工事内容とその理由>

- ・ 仮設道路の設計変更、現場不符号による仮設材の変更など、協議は着手前に行われ、承認後施工を実施したが、発注者から変更時期が遅れて変更できないと言われた。
- ・ 変更をお願いしたが返答が芳しくなく、当方の努力で施工せざる得なかった。再度工期終了前にお願ひしたが駄目であった。実際は当方の施工方法でしか施工できなと思います。

- 12 設問11で「ロ、ある」と答えた方。
当該変更工事の施工に係わる監督員との協議内容を、協議簿に記載していました

項 目	回答数	構成比
イ、記載していた	1	100.0%
ロ、記載していなかった	0	0.0%
計	1	100.0%

13 設問12で「口、記載していなかった」と答えた方。記載しなかった理由。

- ・ なし

14 設計変更のための資料作成や調査など（設計図書の照査の範囲を超える場合）を行ったケースがありましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、あった	11	37.9%
ロ、なかった	18	62.1%
計	29	100.0%

15 設問14で「イ、あった」と答えた方。
それらの経費については、設計変更の際、適切に計上されましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、計上された	10	90.9%
ロ、計上されなかった	1	9.1%
計	11	100.0%

16 設問15で「ロ、計上されなかった」と答えた方。
資料作成や調査の実施などに係わる監督員との協議内容を、協議簿に記載していましたか。

項 目	回答数	構成比
イ、記載していた	0	0.0%
ロ、記載していなかった	1	100.0%
計	1	100.0%

17 設問16で「ロ、記載していなかった」と答えた方。記載しなかった理由。

- ・ 監督員の判断に任せた。作成資料が設計に反映される判断基準がわからない。

18 他の発注者では設計変更の確定前に「設計変更確認会議」などで変更内容について意見交換する場がありますが、建設管理部発注の工事でも実施してもらいたいと思いますか。

項 目	回答数	構成比
イ、実施してほしい	18	58.1%
ロ、どちらかといえば実施してほしい	11	35.5%
ハ、必要ない	2	6.5%
計	31	100.0%

19 設計変更に関する意見。

- ・ 協議簿を交わした設計変更については、変更の実施をして頂きたい。また、人手不足のため工期が厳しい現場が発生しているので、工期変更についても柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 計上されたが金額の差が大きい。
- ・ 交通誘導員が毎回実勢と大きく合わない。施工数量からの算出よりも現場条件を考慮した数量変更をお願いしたい。
- ・ 迅速な対応をお願いする。設計変更資料作成費を計上願いたい。
- ・ 変更について監督員だけでなく、出張所長や本部の方の意見を聞かせてもらいたい。その様な会議を開催して欲しい。

2 0 昨年度受注した工事と三者検討会を実施した工事の件数

項 目	回答数
受注件数	34
内、三者検討会実施件数	17

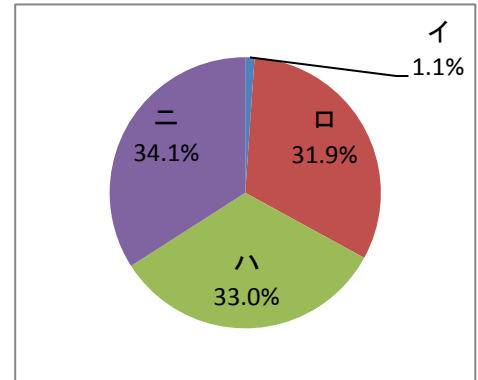
2 1 発注者が開催対象としている工事と対象としていない工事があります。また、三者検討会をより有効に機能するために、問題点や改善の提案など。

- ・ 全工期で3回程度実施して頂きたい。
 - 第1回…施工計画書提出前に設計思想の確認。
 - 第2回…現場状況を把握した、2カ月後ぐらい。
 - 第3回…50%程度の進捗時に設計変更を踏まえて。
- ・ 疑問点や現場不符合、設計条件、留意事項等の確認ができ、責任範囲も明確になるなど、三者検討会は有意義な会議だと考えます。また、対象としていない工事であっても、開催の申し出ができるため問題ないと考えます。
- ・ 橋梁工事以外でも設計内容（積算内容）と実施工が合わないことがあり、全ての工事を対象として実施することを原則としてもらいたい。
- ・ 三者検討会の定期的な開催をお願いしたい。
- ・ 三者検討会は、着手前に施工上の課題を挙げ、解決策を考え、施工中もその課題に対する実施の確認や解決策の効果を検証する機会とするのが良い。三者とも今後担当する工事に活かすことができる。原則、すべての工事を対象とするのが良いと思われる。
- ・ 施工計画立案における疑問点や確認等、三者検討会で協議した内容に関する決定を、早急に対応していただくと、より良い品質や機能確保においても有効性のある検討会に発展していくと思います。
- ・ 受注後であっても、明らかに差異があるもの、及び未計上であったものは変更していただきたい。明らかに監督員の違算であるにも関わらず、当初設計のままで施工させる風潮がある。
- ・ 全工事、対象とするべきである。
- ・ 道路土工のような工種でも設計思想や土質に応じた品質管理方法を確認するため、三者検討会を実施すべきだと思います。

IV 工事施行成績評定について

1 発注者側の「評価」については、バラツキがあるとの声がありますが、どのように感じてい

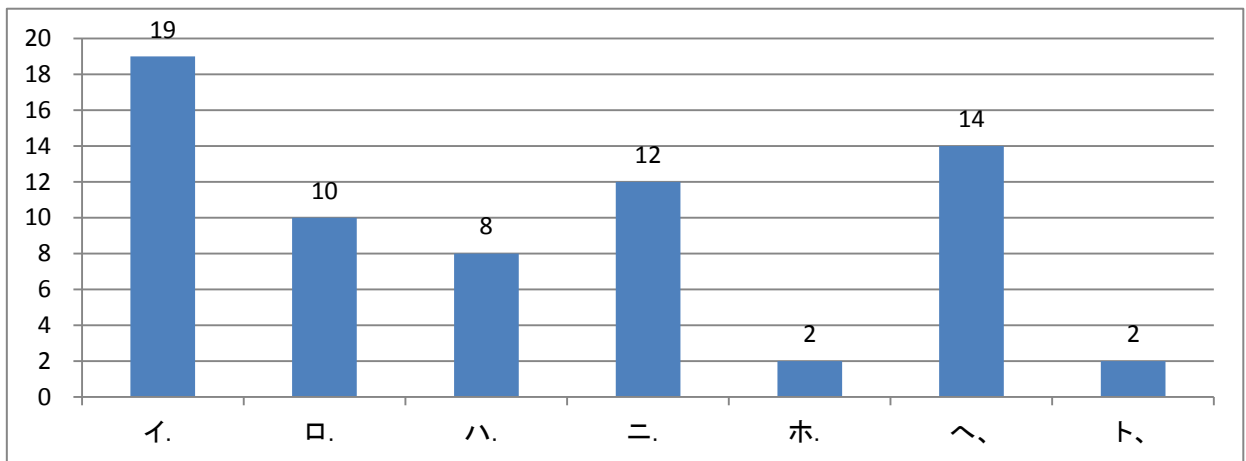
項 目	回答数	構成比
イ、非常にバラツキが多い	1	1.1%
ロ、多少はバラツキがある	29	31.9%
ハ、バラツキはほとんどない	30	33.0%
ニ、わからない	31	34.1%
計	91	100.0%



2 評価にバラツキが出る要因は、どこにあるとおもいますか。（複数回答）

項 目	回答数	構成比	順位
イ、評価者個人の経験・考え方による	19	28.4%	1
ロ、評価方法の統一・周知など組織的なもの	10	14.9%	4
ハ、評価基準が明確でない項目がある	8	11.9%	5
ニ、受注者側のアピール・コミュニケーション不足などによる	12	17.9%	3
ホ、地元業者であるか否かなどの地域精通度の違いによる	2	3.0%	6
へ、工事場所の条件（市街地・交通量）などによる	14	20.9%	2
ト、その他	2	3.0%	6
計	67	100.0%	

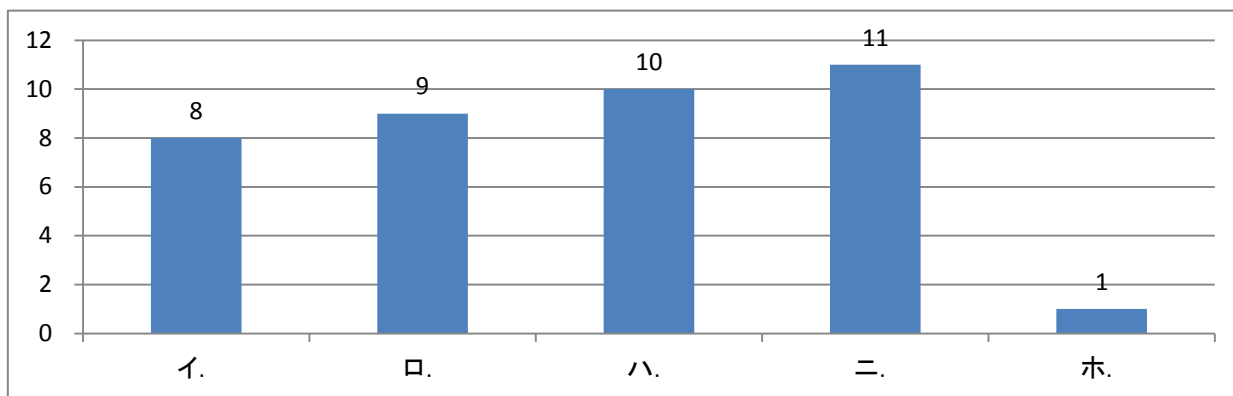
又、その他：検査員の個人差、札建管とそれ以外（地方）の差があると思います。



- 3 北海道では、「工事施行成績評定要領」を改訂し、この中で、「工事特性、創意工夫、社会性等、法令順守、その他」の項目については、総括監督員（出張所長）が評価することとしました。
このことによって、これまでと何か変化がありましたか。（複数回答）

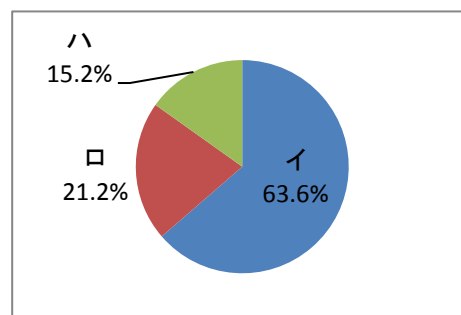
項目	回答数	構成比	順位
イ、評価のバラツキが少なくなり、公平な評価が行われるようになった	8	20.5%	4
ロ、広い視野から客観的な評価がされるようになった	9	23.1%	3
ハ、現場を良く見ないで評価している	10	25.6%	2
ニ、何も変化が見られない	11	28.2%	1
ホ、その他	1	2.6%	5
計	39	100.0%	

又、その他：評価者の主観に左右されるため、評価方法の統一化をさらに進めてほしい。



- 4 工事成績評定結果の通知の際、監督員等のコメントも記載してほしいとの声がありますが、これについてどうおもいますか。

項目	回答数	構成比
イ、そう思う	21	63.6%
ロ、そうは思わない	7	21.2%
ハ、わからない	5	15.2%
計	33	100.0%



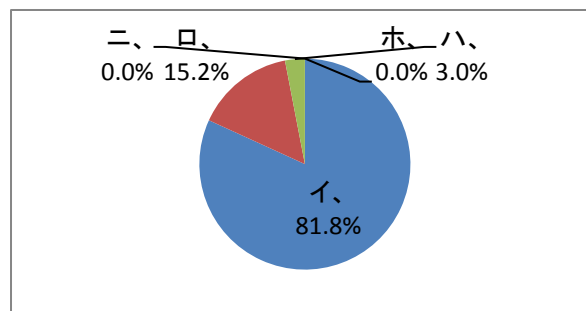
- 5 工事成績評定の透明化・公正化に向け、今後、どのような取り組みが必要と思いますか。

- ・ 工事成績評定の内容を公表してもらいたい。
- ・ 各評定される方のコメントも聞きたい。
- ・ 技術力を正当に評価してもらえるような評価方法を検討していただきたい。
- ・ 業界の淘汰が進み、施工業者が不足して行く現在では工事評定点獲得の省力化を望みます。
- ・ 今後、透明化・公正化を進め、さらに評価方法の公表などを行って、施工業者の負担を減らしてほしい。
- ・ 軽微な設計変更を伴う仕事を、創意工夫で上げれば加点対象になると、工事施工成績評定を利用されることがあります。高い評定点が欲しい受注者の心理を利用することに、発注者側は違和感が無いように見受けられます。
- ・ 検査時のチェックリストを事後公表していただきたい。
- ・ 現場条件による評価項目を明確にする（難易度等）
- ・ 工事特性についての評価基準を多岐において細分化した方が、より透明化・公正化につながると思う。
- ・ 工事評定は、難易度を含め評価して頂きたい。
- ・ 受注者も同様に評定して、意見を述べる場を持って欲しい。

V 冬期施工について

- 1 冬期施工において、設計・積算されている経費に比べ、実費用が多くかかったことがありますか。

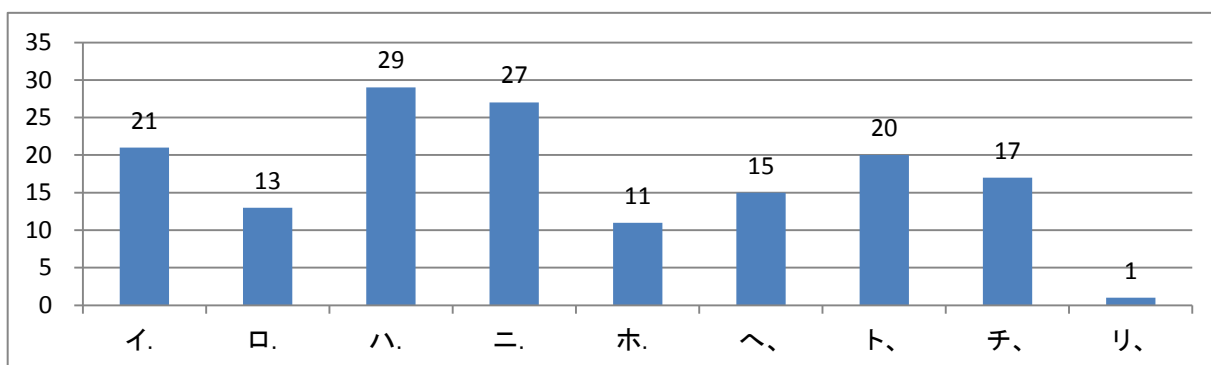
項目	件数	構成比
イ、よくある	27	81.8%
ロ、たまにある	5	15.2%
ハ、あまりない	1	3.0%
ニ、ない	0	0.0%
ホ、その他	0	0.0%
計	33	100.0%



- 2 その経費はどのようなものですか。（複数回答）

項目	回答数	構成比	順位
イ、コンクリートなどの防寒養生費	21	13.6%	3
ロ、鉄筋・型枠作業などやその準備のための防寒囲い費用	13	8.4%	7
ハ、除雪費（施工場所）	29	18.8%	1
ニ、除雪費（工事用道路などの仮設場所）	27	17.5%	2
ホ、準備工や測量などのための除雪費	11	7.1%	8
へ、排雪費	15	9.7%	6
ト、冬期土工に際しての施工費（凍土対策、シート掛け）	20	13.0%	4
チ、各種作業の作業効率が低下することによる割増費用	17	11.0%	5
リ、その他（囲い内、日照時間減少時の作業用照明設備）	1	0.6%	9
計	154	100.0%	

又、その他： 囲い内、日照時間減少時の作業用照明設備



- 3 今後冬期施工に際し、設計での費用計上を望むこと、冬期施工の問題点。

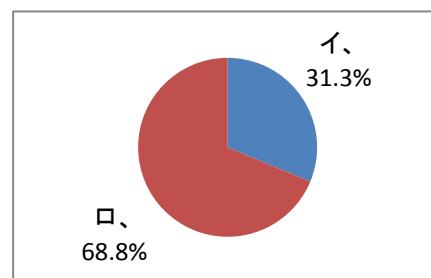
- ・ 工事用除雪費は歩掛かりの見直しだけでなく、除雪機械の拘束費用と除雪による直接工事の作業時間減少（日作業量の低下による工程遅延）、もしくは除雪作業の早出・残業などによる費用増大も考慮していただけるよう早急に対処願います。また、冬期施工の土工事などでは融雪後の補修が伴うことから、年度を跨いで施工できるよう繰越措置の活用を切望します。
- ・ 明らかに冬期にかかる工事については、実情に見合った冬期割増をお願いしたい。
- ・ 豪雪地帯では、工期設定に平年の降雪量に応じて作業不能日を考慮して欲しい。
- ・ 実施工時は、冬季作業時の環境温度をある程度（5℃）に暖をとって行っているが、設計にも反映してほしい。
- ・ グラウトや無収縮モルタルの養生費も計上してほしい。
- ・ 除雪工は、実勢で積み上げて欲しい。
- ・ 舗装は、翌年施工が望ましい。
- ・ 除雪費、排雪費については積算歩掛でなく実績積み上げでの設計としてほしい。

- ・ 冬期土工の凍土対策についても、設計歩掛になくても実績にて計上してほしい。
- ・ 除排雪の実態に即した費用計上。（工事区域内除雪は人力併用除雪のような形にして欲しい）
- ・ 冬期屋外工事の労務歩掛補正の冬期補正率の増率。
- ・ 冬期土工の特に盛土工について、雪混入防止費用の計上。
- ・ H25年度は夏場の竣工でその後の手直しは発生していませんが、冬期施工は押並べて作業効率が低下し、凍結、雪氷で春先の手直しがどうしても発生してしまいます。実態にあった労務歩掛、現場管理費補正率に引上げて頂きたい。
- ・ コンクリート養生費は倍前後費用がかさむ。現場内に雪の堆積場所がない。
- ・ 現場条件（数量、外気温、降雪量、風速）に見合った養生費、除雪費の計上。受注者の要因によらない工程の遅延による冬期施工に関して、乖離した単価での設計計上による利益の低下はあってはならない。見積単価による積上げ計上を希望します。
- ・ 工事内容を考慮して発注時期を決めて頂きたい。
- ・ 工食用道路の除雪で、バックホウ及びダイヤショベル以外で、大型ロータリー除雪機での費用計上を願いたい。
- ・ 除雪費に関し、除雪機械は期間拘束されるため、積算を期間にて計上して欲しい（ショベル等）。
- ・ 除雪費は降雪量によって変更は若干していますが、実態と合っていません。人工数、重機の稼働時間の積み上げで変更して頂きたい。冬季の施工は、作業効率が低下します、特に土工に関して。冬季補正率のアップをお願いしたい。
- ・ 通年雇用対策としての冬季施工可能工種に限って発注すべき。
- ・ 冬期（特に豪雪地）の除排雪は、1日の作業の5割を占めることがあり負担が多いことから実績精算をお願いしたい。
- ・ 冬期施工による除雪費は設計額と大きく乖離している。現場において実績により設計変更をお願いしたい。
- ・ 冬期土工における盛土・埋戻しに関する手引き的なものがあれば、融雪後の沈下などの発生が抑えられ、修補なども減少するのではないかと考えます。
- ・ 冬期土工を避ける工期（発注時期）設定をお願いしたい。
- ・ 凍土対策、雪氷の混入防止対策に費用が掛かり、品質低下も懸念されるので、できれば冬期にこれらの土工を行わないような発注を望む。
- ・ 道路、河川など施工延長の長い現場では除雪機械をその都度調達しては施工が進まないの、除雪機械をシーズンレンタルしている。この費用を計上してもらいたい。
- ・ 燃料費高騰、人件費の高騰により、年々冬季施工においても厳しい状況が考えられる。
- ・ 設計単価と実勢単価との大きな差や、標準歩掛りに対応出来ない内容に対しては、見積り等の採用で費用計上を行っていただきたい。
- ・ 舗装工事に関して、冬期中温化舗装への設計変更を積極的に行ってほしい。
- ・ 防寒囲い及び開口部の掛け払い、屋根・シートの雪下ろし（人力）等を積み上げで計上していただきたい。

VI かし修補工事について

1 貴社では、平成25年度に、修補工事を実施しましたか。

項目	件数	構成比
イ、実施した	10	31.3%
ロ、実施していない	22	68.8%
計	32	100.0%



2 上記設問1で、「イ、実施した」と答えた方。本工事及び修補工事の概要について。

	施工期間			工種	工事費
本工事	2013/03/25	～	2013/12/20 (271日間)	橋梁上部工、道路改良工	¥277,420,000
補修工事	2014/06/19	～	2001/07/02 (14日間)	舗装工	¥500,000
本工事	2013/07/26	～	2014/03/26 (244日間)	法面工	¥58,653,000
補修工事	2014/05/23	～	2014/06/02 (11日間)	法面工	
本工事	2012/09/28	～	2013/03/28 (180日間)	橋梁下部工、護岸工	¥130,189,500
補修工事	2013/05/15	～	2013/06/07 (24日間)	護岸工	
本工事	2013/11/29	～	2014/03/20 (80日間)	堤防質の改良	¥36,025,500
補修工事	2014/05/07	～	2014/05/13 (7日間)	堤防質の改良	¥324,000
本工事					
補修工事	2014/05/09	～	2014/06/17 (40日間)	護岸工事、道路土工、法面工	¥7,500,000
本工事	2013/06/28	～	2014/02/10 (228日間)	土工、排水工、法面工	¥135,940,000
補修工事	2014/04/24	～	2014/05/12 (19日間)	土工(土留柵工)	¥700,000
本工事	2012/09/07	～	2013/03/21 (195日間)	橋梁補修工	¥163,600,000
補修工事	2013/05/31	～	2013/06/28 (29日間)	薄層カラー舗装	¥652,000
本工事	2013/07/12	～	2014/03/20 (250日間)	土工、橋梁、護岸工	¥83,710,000
補修工事	2014/05/01	～	2014/05/15 (15日間)	護岸工	¥0
本工事	2013/10/25	～	2014/03/28 (155日間)	河川土工	¥142,353,750
補修工事	2014/06/24	～	2014/07/05 (9日間)	築堤工(盛土工)	¥4,080,000
本工事	2013/06/06	～	2014/03/10 (278日間)	護岸工、橋梁工	¥158,896,500
補修工事	2014/06/02	～	2014/06/09 (8日間)	護岸工	¥1,100,000

3 修補工事の原因と内容は、どのようなものでしたか。

- 意見1
- ・ 護岸工：護岸ブロックの沈下、護岸ブロックの撤去・布設
 - ・ 道路土工：融雪水による法面浸食、浸食箇所の盛土の撤去・再盛土
 - ・ 法面工：融雪水による法面浸食、法覆基材の再施工
 - ・ 切土法面の植生損傷（重機の走行による損傷）
- 意見2
- ・ 法面損傷箇所のラス網・アンカーピン・植生基材吹き付けの施工。費用：500,000円
- 原因：厳冬期の施工であったため、法面の一部が凍上し雪解けとともに融解した結果、沈下が生じたと考えられる。
- 内容：沈下部分の連結ブロックの撤去、再設置、間詰コンクリートの打設。
- 意見3
- ・ 厳冬期施工により盛土材料の一部に凍土が混入したため、凍土の融解により盛土箇所の一部に沈下が確認された。

- 意見 4 ・ 施工時期が冬期間の施工のため、一部路盤材に雪塊が混入した結果、一部凍上し雪解けとともに融解し沈下及び舗装面の亀裂が生じたため、歩道部舗装工の補修工事を行った。
- 意見 5 ・ 土留柵背面法面部の埋戻し土に凍土が混入していたため、融解と共に沈下した。
- 意見 6 ・ 冬期間の盛土施工を行い、護岸ブロックを施工したが、盛土材の凍結・地山の湧水により、融雪後ブロックが沈下した。
- 意見 7 ・ 本工事の堤防盛土は冬期施工のため、施工中は凍土混入防止対策としてシート養生を行ったが、融雪後、盛土箇所の一部について沈下が判明した。このため補修工事の申入れを行い、堤防盛土天端部に土砂を補充・転圧及び法面整形の工事を行った。
- 意見 8 ・ 融雪後現地調査を行ったところ、歩道部の薄層カラー舗装に剥がれがあることが判明した。
- 意見 9 ・ 施工時は十分な下地処理を行い、乾燥状態を確保しつつ施工を行っていたが、厳冬の施工のため、接着効果が完全に発揮される前にロードヒーティングにより融解水が一部舗装内部に浸透し、凍結融解により接着効果が低下した結果、塗装の剥がれが生じたものと考えられる。

4 その他、修補工事に関して、ご意見等をお書き下さい。

- ・ 冬期施工の堤防盛土工事は完成後の盛土変化が起こりやすく、融雪後、施工業者負担で修補工事を行っているケースが多い。
- ・ 冬期施工に係る盛土工事については暫定断面による工事発注をお願いしたい。
- ・ 極力、冬期にかからないように工事を発注していただきたい。
- ・ 軽微な手直しについては、修補工事ではなく手直し工事として対応させて頂きたい。
- ・ 修補の工事費に応じて、瑕疵修補を簡易、標準と区分して対応してほしい。工事書類の簡素化。
- ・ 品質に係わらない工事（敷均し等）に対しても修補工事になるので、書類の簡潔化・検査の簡略化をお願いしたい。

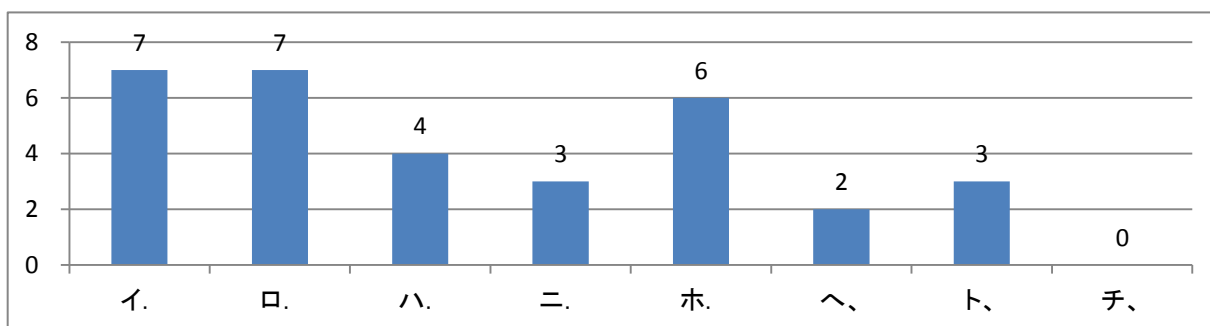
<本年度施工中の工事について>

- 1 平成25年度末～平成26年度に受注した工事で、資材単価、労務単価などの高騰により、収益に影響が出ている工事がありますか。

項目	件数
受注工事件	54件
... 該当する件数	23件

- 2 上記の該当工事のうち、価格が高騰している資材等は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	構成比	順位
イ、生コン	7	21.9%	1
ロ、骨材関係	7	21.9%	1
ハ、鉄筋・鋼材	4	12.5%	4
ニ、コンクリート二次製品	3	9.4%	5
ホ、アスファルト関連	6	18.8%	3
ヘ、木材関連	2	6.3%	7
ト、鋳鉄・樹脂製の管類	3	9.4%	5
チ、その他	0	—	—
計	32	100.0%	



3 同様に機械・運搬経費、仮設材料などで、価格高騰により影響がでているもの。

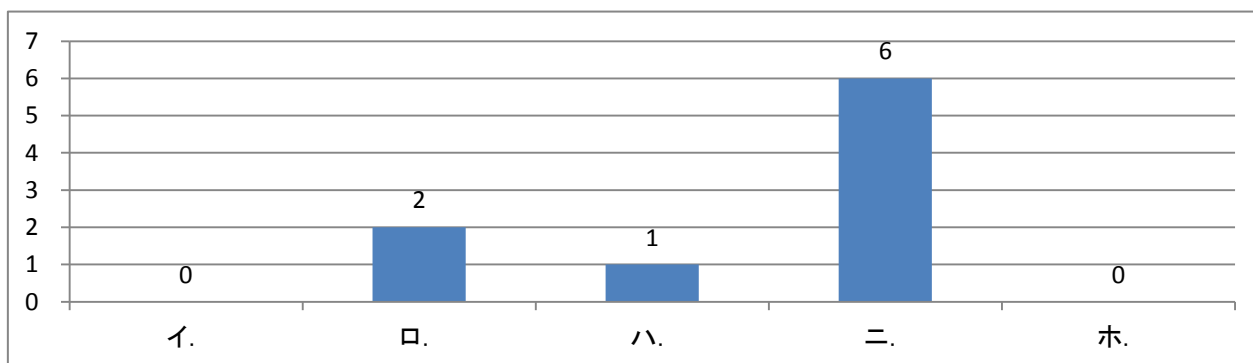
- ・ ダンプトラックのチャーター（1台/日）費用
- ・ バックホウ、ダンプトラック、敷鉄板が前年度より3割～5割ほど高騰
- ・ ブルドーザ、ダンプトラック、コンパネ
- ・ 重機運搬費、敷鉄板、仮設鋼矢板、土留材、ダンプ賃料
- ・ 敷鉄板 10tダンプ
- ・ 法面工の不足による単価高騰

4 労務費については、本年2月に、公共工事設計労務単価が引き上げられましたが、この単価以上の実勢価格となっている職種がありますか。

職種区分	設計労務単価	実勢価格		
		最大	最小	平均
特殊作業員	¥16,400	¥17,000	¥17,000	¥17,000
普通作業員	¥13,500	¥16,000	¥14,000	¥15,071
軽作業員	¥11,300	¥12,500	¥11,500	¥12,000
とび工	¥17,100	¥18,000	¥18,000	¥18,000
鉄筋工	¥17,400	¥25,000	¥18,000	¥21,500
運転手(特殊)	¥16,300	¥20,000	¥18,000	¥18,417
運転手(一般)	¥13,700	¥15,000	¥14,000	¥14,667
土木一般世話役	¥18,500	¥20,000	¥19,000	¥19,750
型枠工	¥16,800	¥23,000	¥17,000	¥20,000
大工	¥18,000	¥20,000	¥20,000	¥20,000
左官工	¥18,000	¥20,000	¥20,000	¥20,000
交通誘導員A	¥9,900	¥14,500	¥10,922	¥12,502
交通誘導員B	¥8,900	¥13,300	¥9,929	¥11,671

5 契約締結後に価格の高騰が著しい場合は、全体スライド、単品スライド、インフレスライドなどの制度がありますが、適用について発注者と協議を行って（予定を含む）いますか。

項目	回答数	順位
イ、全体スライドについて協議している	0	—
ロ、単品スライドについて協議している	2	2
ハ、インフレスライドについて協議している	1	3
ニ、対象となると思われるが、協議はしない	6	1
ホ、スライド制度があることを知らなかった	0	—



6 スライド制度に関しての意見。

- ・ 「③」の項目に関しては、事務手続き上、仕方ないように思われますが、その他に関しては、せめて現在の半分程度にしてもらいたい。
- ・ 1. 0%以下は対象外としているが、利益が見込めない中で1%の利益を上げるために各種努力を積み重ねている。この枠は外してもらいたい。対象の金額を支払うべきと思う。
- ・ ②は特に厳しい、利益10%での1%と同0%での1%では重みがまったく異なる。
- ・ インフレスライドについては、残工期の基準をなくして、全て計算してからの判断で良いのではないのでしょうか。
- ・ インフレスライドはの残期工期は短縮した方がよいのではないか。
- ・ この1%等を算出する事務作業の、受発注者ともの手間が大きいので、この軽減策が必要と考える。
- ・ 価格変動が激しいので、スライド制度の単価見直しを2ヶ月毎程度に実施して頂きたい。
- ・ 各スライド制度に関しては、該当するものは積極的に協議を行い、利益に繋げて行きたい。
- ・ 基準の緩和を期待する。
- ・ 実勢価格をある程度の短い期間で設計単価に反映させて欲しい。
- ・ 上記基準では、燃料費、ダンプ単価、交通誘導員の高騰による単価スライドは対象外。スライド制度自体が無いようなもの。
- ・ 単品スライドについて、対象が鋼材及び燃料油に限定されているが、生コンクリートや骨材等の資材も対象に入れ、対象の範囲を広げて欲しいと考えます。（現着単価は資材単価+運搬経費となっていますが、燃料の高騰とトラック（貨物自動車）やアジテータの不足により資材単価が上昇傾向にあります。）
- ・ 燃料等、単品スライドで積算すると、納品書・請求書・日報等、大変な労力が必要と聞いている。